

研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用を防ぐ
ための誓約書に関する細則

平成28年4月1日

28（細則）第8号

最終改正 令和5年4月1日

令05（細則）第3号

（目的）

第1条 本細則は、研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程（令04（規程）第9号）第9条第1項及び同条第2項並びに公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程（令04（規程）第10号）第15条第1項及び同条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）において研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用を防ぐための誓約書（以下「誓約書」という。）について、誓約書の内容、誓約書の提出時期等を定めることを目的とする。

（役職員が提出する誓約書）

第2条 役職員は、原則として、機構との間で雇用（役員にあつては任用）のための契約を行う際に、別紙1の様式で、人事部人事課に提出しなければならない。

2 人事部人事課は、提出された誓約書を、5年間保存するものとする。

3 職員の新規採用時にあつては、定年制職員就業規程、任期制常勤職員就業規程、任期制非常勤職員就業規程、及び任期制業務補助員就業規程にそれぞれ規定されている採用時に提出すべき誓約書と併せて、本細則に基づく誓約書を提出しなければならない。

（受入研究員等が提出する誓約書）

第3条 機構で受け入れる受入研究員等（研究員等受入規程（28（規程）第89号）第2条第2項に規定するものをいう。）は、原則として、初めて機構から委嘱又は受入れされる際に、別に定める誓約書を、それぞれの受入研究員等の種別に応じ、以下の組織に提出しなければならない。

受入研究員等の種別	提出先組織
共同利用研究員	量子生命・医学部門研究企画部及び 量子医科学研究所物理工学部
共同利用研究員以外の者	イノベーションセンターイノベーション戦略課

2 前項の規定に基づき誓約書の提出を受けた組織は、当該誓約書を、5年間保存しなければならない。

（調達、共同研究、委託研究等の相手先等が提出する誓約書等）

第4条 当該年度における調達等で、一契約当たりの契約額が基準額（「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則」（28（細則）第25号）第29条第1項第8号から第13号に掲げる金額）以上となる場合には、各研究所の契約担当課は当該契約の締結に際し、別紙2に定める誓約書の提出を契約先に要請する。ただし、当該年度中に既に誓約書の提出を受けている契約先については、これを省略することができる。

2 共同研究（支出を伴うものに限る。）及び委託研究（以下「共同研究等」という。）について、イノベーションセンター研究推進課及びSIP推進センターは契約の締結に際し、研究活動の不正行為を防ぐための条項の契約書等への記載又は別紙2に定める誓約書の提出を相手先機関（大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、特別研究機関等の公的機関を除く。）に要請する。

ただし、当該相手先機関から他の共同研究等の契約締結に際し既に誓約書の提出を受けている場合であって、当該共同研究等の期間が終了する日が、新たに契約を締結する共同研究等の期間が終了する日以降の場合には、これを省略することができる。

3 前2項に定める誓約書の提出を受けた組織は、当該誓約書を当該契約等の終了後も5年間保存する。

（管理監督職員の義務）

第5条 管理監督の任にある職員は、管理監督すべき第2条第1項及び第3条第1項に該当する者が、誓約書を提出していない場合は、誓約書を出すよう指導しなければならない。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日 令02（細則）第24号）

この細則は、令和3年3月16日から施行する。

附 則（令和3年12月1日 令03（細則）第35号）

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日 令04（細則）第14号）

この細則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 令05（細則）第3号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙1) 役職員用

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

理事長 殿

研究活動の不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に関する誓約書

私は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構で勤務するに当たり、「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」をはじめとする規程類、研究費配分機関の規則類及び法令を遵守し、下記に掲げる行為を行わず、荷担せず、また、それらの行為を発見した場合には遅滞なく報告し、誠実に勤務することを誓約します。

万が一これに違反し、又は相違があった場合には、規程類に基づく解雇、雇用契約の取消しその他のいかなる処分又は研究費配分機関からの処分がなされても何ら異議を申し立てないことはもちろん、処分に係わる法的な責任を負担するとともに、これにより機構に損害を被らしめた際には、その損害賠償の責めを負うことを誓約します。

記

1. ねつ造、改ざん、盗用等の研究の不正行為
2. 預け金、プール金、着服等の研究に係る経費の不正使用

年月日

所属

氏名

(署名、記名押印又は電子署名の付与)

(別紙2) 取引先用

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

理事長 殿

研究活動の不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に関する誓約書

△△は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と調達、受託、共同研究等の取引を行うに当たり、貴機構の規程類及び法令を遵守して下記に掲げる行為に関与せず、また、貴機構の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には遅滞なく通報し、さらに、内部監査その他の調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力することを誓約します。

万が一これに違反し、不正等が認められた場合には、取引停止その他のいかなる処分がなされても何ら異議を申し立てないことはもちろん、不正等に関与することにより貴機構に損害を被らしめた際には、その損害賠償の責めを負うことを誓約します。

記

1. ねつ造、改ざん、盗用等の研究の不正行為
2. 預け金、プール金、着服等の研究に係る経費の不正使用

年月日

法人名

代表者名

(署名、記名押印又は電子署名の付与)